

各私立学校設置者 様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長  
( 公 印 省 略 )

「令和6年9月20日からの大雨による災害（仮称）」における私立学校施設の  
被害状況等について（依頼）

このことについて、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付より、調査の依頼がありました。令和6年9月20日からの大雨による災害（仮称）に係る災害について、現在、国で激甚災害（本激）の指定が見込みまれているところです。激甚災害（本激）に指定された場合、法令等により学校法人等が行う災害復旧事業についても予算の範囲内において原則として事業費の1/2（本激）を補助できることとなっています（※参照）。

なお、専修学校・各種学校については当該法令等に基づく支援の対象外となっておりますが、被害状況の詳細を把握した上で、必要に応じて何らかの支援措置を行うことについて検討することとしています。

つきましては、令和6年9月20日からの大雨による災害（仮称）に係る被害を受けた学校におかれましては、被害状況・被害額を把握するため、下記の留意事項を踏まえ、提出期限までに調査票をご提出ください。（被害がない場合は、提出不要です。）

※ 私立学校災害復旧費の概要 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/documents/saigaifuxtukyuu.html>

【対象・提出期限・提出方法等】

対象校：令和6年9月20日からの大雨による災害（仮称）による被害を受け、令和6年10月25日（金）までに当課に「様式39 地震・風水害等被害報告書（当課が作成している私立学校事務の手引きをご参照ください。）」を提出していただいた学校

提出期限：令和6年10月25日（金）

提出書類：「令和6年9月20日からの大雨による災害（仮称）による災害の被害状況

【私立学校施設被災状況調査票】」

提出方法：電子メール [shochuko@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:shochuko@pref.kanagawa.lg.jp)

【留意事項】

- 令和6年9月20日頃からの雨風等による自然災害で被害を受けたものについて報告してください。
- 調査票は電子メールに添付のファイルの記入要領に従い記入してください。（金額は可能な限り入力してください。）
- 激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が復旧箇所毎に必要なになりますので、あらかじめこれらの資料等を保存して下さるようお願いいたします。なお、被災写真については、被災範囲、数量、規格等が確認出来るよう、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影いただきますようお願いいたします。
- 災害復旧事業の国庫補助申請においては3者以上の業者見積に基づき金額を算出することが原則となりますので、本調査に当たり、あらかじめ3者以上から業者見積を徴収することにより今後の申請が円滑に進められます。

問合せ先

助成グループ 青木、羽田野、星野、永見

電話 (045) 210-1111 内線3772, 3773, 3774